

令和3年度 第2回 岡崎市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和3年11月25日(木) 13時30分～14時15分

2 場 所 岡崎市役所福祉会館6階 大ホール

3 出席者

(1) 委員

ア 被保険者代表

塩澤昭治 加藤智子 村井鈴江 牧野由紀子 川喜田美栄子

イ 保険医・薬剤師代表

小出信澄 若山英雄 織田盛久 高村俊史 鶴田啓

ウ 公益代表

前田麗子 野島さつき 近藤敏浩 原紀彦 磯部亮次

エ 被用者保険等保険者代表

永井立美

定員の過半数以上出席のため、会議成立

(2) 理事者及び事務局

岡崎市長 中根康浩

国保年金課長 堤谷文雄

国保年金課副課長 酒井啓滋

主任主査 高木恵美 鈴木幸宏 井戸田裕美 荒木宏治

主査 渡部幸子

4 会議傍聴者

3名

5 議事内容

(事務局)

本日は、お忙しい中 御出席を賜わり、誠にありがとうございます。ただ今から会議を始めさせていただきます。

なお、本協議会につきましては公開扱いとなっております。傍聴申出を3名からいただいておりますので、入室していただいております。

始めに、中根市長より御挨拶を申し上げます。

(市長)

市長の中根康浩でございます。

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、日頃から、本市の福祉行政に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症であります。岡崎市では感染者が減っております。感染防止対策、ワクチン接種業務等全ての市民のみなさまに御協力いただいているお陰であると感謝申し上げます。いわゆる第6波に備えて医療体制、3回目のワクチン接種等引き続き市民の皆様には多大なご協力をいただくこととなりますがよろしくお願い申し上げます。

先に書面で行いました第1回国民健康保険運営協議会にて慎重にご審議いただきました令和3年度保険料につきましては、コロナ禍の中ではございますが基金を活用する等引き下げに努めたこともあり、納入通知書発送後も大きな混乱はなかったと報告を受けております。

さて、本日の議題とさせていただきます「出産育児一時金の制度改正について」は産科医療補償制度の見直しに伴う制度改正でございます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応としまして、感染拡大防止や市民の皆様への支援に取り組んでいるところですが、国民健康保険加入者の皆様へもいくつかの対策が講じられております。令和2年度からの対応実績について報告をさせていただきます。

今後も新型コロナウイルス感染症は心配されるころではございますが、国の方針・動向に注視し、できる限りの対策を講じてまいります。

委員の皆様から多くの意見を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。恐縮でございますが、市長はこの後 他の予定がございますので、ここで退席させていただきます。

市長退席

福祉部長の中川は他の会議に出席のため本国民健康保険運営協議会は欠席させていただきます。

ここで、委員の交代がございましたので、紹介させていただきます。

被保険者を代表する委員として塩澤昭治様、加藤智子様、村井鈴江様、牧野由紀子様就任いただきました。

保険医または保険薬剤師を代表する委員として、岡崎歯科医師会織田盛久様、岡崎薬剤師会鶴田啓様に就任いただきました。

公益を代表する委員として前田麗子様、野島さつき様、近藤敏浩様、原紀彦様、磯部亮次様に就任いただきました。

被用者保険等保険者を代表する委員として、永井立美様に就任いただきました。

最初に誠に恐縮ですが資料に誤りがありましたので訂正をお願いいたします。

資料2ページをお願いいたします。

上段「産科医療補償制度の沿革」の改正年月日について、3番目にある平成26年1月からとある部分ですが、正しくは平成27年1月からでございます。お詫びし訂正をお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。

公益を代表する委員の選任により、会長及び会長職務代理者が空席となっております。ここで、臨時議長のもと、会長及び会長職務代理者の選出を行います。

臨時議長の選出でございますが、地方自治法第107条の規定に準じて行います。

この場合、公益委員の年長委員が臨時議長を務めることとなっておりますので、野島さつき委員に臨時議長をお願いいたします。

(臨時議長)

ただいま、御指名をいただきました野島でございます。議事進行に御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、本日の会議に欠席の連絡がありました委員の報告をいたします。欠席の委員は、寺岡委員です。

岡崎市国民健康保険規則第3条第1項による定足数に達していますので、会議は成立します。

では、ただいまから「令和3年度 第2回岡崎市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

本会議の議事録署名者の選出でございますが、前例により私から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員異議なしの声

御異議ないようですので、議事録署名者は前田委員と加藤委員にお願いいたします。

それでは、議題1の「会長及び会長職務代理者の選出について」を行います。

この件につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により「公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」ことになっております。

公益を代表する委員の方々とどなたか、会長並びに会長職務代理者の御推薦をいただけないでしょうか。

(委員)

会長に磯部委員、会長職務代理者に野島委員を、推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(臨時議長)

ただいま御推薦いただきましたが、会長には磯部委員、会長職務代理者に私野島を承認することに御異議はございませんか。

各委員異議なしの声

(臨時議長)

御異議もないようですので、会長に磯部委員、会長職務代理者に野島と決定いたします。ここで、会長の磯部委員と交代いたします。

臨時議長と会長 席の移動

(事務局)

それでは、会長、会長職務代理者を代表して磯部会長からごあいさつをお願いいたします。

(会長)

みなさんこんにちは。ただ今、会長に御推挙いただきました磯部でございます。

会長・会長職務代理者を代表しまして、一言御挨拶を申し上げます。

国民健康保険は我が国の医療保険制度の基盤として、また最後の砦として重要な役割を担ってきました。しかしながら低所得者、非正規雇用労働者、高齢者などを多く抱えていること、また加入者の所得水準に大きな格差があること

などの構造的な課題を抱えており引き続き厳しい財政運営となっております。

こうした中で、健全な財政運営に努めながら、公平な給付と負担について、被保険者の方々に理解を求めていく努力を続けていかなければと考えます。

国民健康保険運営協議会に課せられた役割は重要なものと認識しております。委員の皆様方のご指導、御協力を賜りまして、会長職務代理者の野島委員と共に、職責を全うする所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございました。

岡崎市国民健康保険運営協議会規程第4条により、議長を磯部会長にお願いいたします。

(議長)

ただいまから議長を務めさせていただきますので、議事進行に御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題2「出産育児一時金に係る制度改正について」を議題といたします。事務局から説明願います。

(事務局)

では、議題2「出産育児一時金に係る制度改正について」資料の1ページをお願いいたします。

まず(出産育児一時金の概要)について説明させていただきます。

出産育児一時金は健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給されるものであります。出産育児一時金の支給額は出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令で、市町村国保及び国保組合は条例又は規約でそれぞれ規定することとされております。現在の支給額は、出産費本体の部分の40万4千円と、産科医療補償制度対象分娩の場合、産科医療補償制度掛金分の1万6千円を加えた、総額42万円となっております。

次に(産科医療補償制度の概要)について説明させていただきます。

この制度につきましては、安心して医療を受けられる環境整備の一環として設けられており、分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の

再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的とし公益財団法人日本医療機能評価機構により運営されています。

現行の産科医療補償制度の掛金は1分娩あたり16,000円ですが、令和4年1月より12,000円に引き下げとなります。

おめくりいただきまして2ページ(参考)の上段の図をお願いします。

出産育児一時金の改定の経過について説明させていただきます。

産科医療補償制度については平成21年1月に出産育児一時金の本体部分35万円に産科医療補償制度掛金分3万円を加えた総額38万円として始まりました。

以降、出産育児一時金は平均的な出産費用の状況を踏まえて改訂されてきた経緯があり、平成21年10月には出産育児一時金の本体部分を4万円引き上げ39万円に、掛金分の3万円を加えた総額42万円となりました。

また、平成27年1月には、産科医療補償制度のために必要な掛金が引き下がったことにあわせて、掛金分を1万6千円に引き下げる一方、引き下げ分と同額を本体部分で引き上げることで、総額の42万円を維持してきました。

産科医療保障制度の仕組みについては、説明を省略させていただきますが下段の表のとおりとなっています。

また、日本医療機能評価機構発行の「2022年1月産科医療補償制度改定の概要」を参考資料として配布させていただいております。

ページお戻りいただきまして1ページをお願いいたします。

続いて中段、(改正の趣旨)について説明させていただきます。

産科医療補償制度の掛金が16,000円から12,000円に見直しがされるなか、「社会保障制度審議会医療保険部会」の議論の整理において、当該掛金の引き下げに合わせ出産育児一時金の支給額をその分引き下げる考え方もあるものの、少子化対策としての重要性を鑑み、出産育児一時金の支給総額について42万円を維持することとされました。

つづいて(改正内容)について説明させていただきます。

今回、本市の条例、規則の改訂内容としては条例において出産育児一時金の本体部分を40万4千円から40万8千円に引き上げ、規則において産科医療補償制度掛金分を1万6千円から1万2千円の引き下げ、総額42万円を維持す

る内容のものであります。

なお施行日は令和4年1月1日とし、施行日以降の分娩より適用となります。

以上の改正点につきまして、令和3年12月議会に、国民健康保険条例の一部改正議案を市議会に上程し審議の予定です。

(議長)

説明は終わりました。

ただいまの説明について、御質問はございませんか。

(委員)

出産時に保険者は出産育児一時金を払うということで、その中に病院に支払うべき掛け金も含むという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

保険会社はもう少しお安くできるということで保険掛金を引き下げたということですが、引き下げた分を出産育児一時金へ更に上乗せするのは何故でしょうか。本来だと保険会社へ支払うお金を被保険者に支払うこととなるのではないのでしょうか。

(事務局)

掛金3万円から始まりました産科医療補償制度については5年を目安に見直しがあります。見直しの結果、掛金がそこまで必要でなく剰余金がでていることもあり剰余金を活用しながら負担していただく掛け金の引き下げを行っているというものであります。掛け金が引き下がったからといって42万円の本体部分を引き下げることはせずに国の議論の中で総額42万円を維持し出産される方の負担を軽減するという方針で改定が行われているものです。

(委員)

ということは病院側が取り分を減らすということですよ。総額でいうからおかしい。産科医療補償制度の掛金込みの一時金を給付しているのに掛金が減っても総額は変えないという事は、出産育児一時金への影響はどうなっているのですか。

(事務局)

結果として被保険者の受給分が上がっているということです。

(委員)

被保険者の取り分は上がっているということですか。変わらないのではないですか。

(事務局)

出産に係る費用の負担を軽減するため被保険者の受給分は上がっております。

(委員)

おかしいのではないのでしょうか。産科医療補償制度の掛金が下がったが、出産に係る費用負担軽減のために被保険者の取り分が上がっている、という説明をしていただければよいのではないのでしょうか。子供を産んで欲しいから被保険者の取り分が上がります、っていう説明をしていただければよいのではないのでしょうか。

(事務局)

今回の制度改正はどちらかというとな産科医療補償制度の掛金に関連した部分でございますので……。

(委員)

掛金が変わるのに総額を変えないのはおかしくないですか。

(事務局)

国の議論の中で少子高齢化対策の関係で……。

(委員)

これって国が決めたことで市は従わないといけないというルールですか。

(事務局)

準拠するということになっております。

出産育児一時金のことについては市議会からも「総額を引き上げるべきではないか」と9月議会で提出されています。国へ市議会より意見の提出をしており、流れとしては総額の引き上げも今後あると考えています。

(委員)

納得しません。

(議長)

他にご質問はありませんか。

(委員)

先ほどの委員とは別のお話でお伺いしたいのですが、出産育児一時金は市の条

例を基に支給していくということですが、支給額 42 万円が実際の出産に係る費用をどれだけカバーできているか、もしくは上回っているかをお尋ねしたい。

(事務局)

国の資料でお答えしますと、令和元年度で愛知県での平均は 45 万円程度ということです。全国の平均でいうと 46 万円程度ということです。

(委員)

ということは大体 8 割くらいは還付しているということですね。

これの本体部分を上げようということに市議会での議論はなっているということですか。

(事務局)

出産に係る費用は増加傾向であるので本市市議会より「もう少し上げて欲しい」という意見を政府に申し入れております。他市町村においても同じ動きをしていると情報を得ておりますのでもう少し本体部分の増額が進む方向にあるのではと考えています。

(委員)

お金がかかる話なので難しいことは理解しますが、例えば周辺市町村と比べた状況は把握されていますか。それと比べてどうかという議論はされていますか。幸田町、安城、豊田、豊橋、周辺の市町村でどれくらいの出産費用がかかるか分かりませんが。少子化対策という観点からするとトータル 42 万円です。それまでということではなくて産科医療補償制度と分けて考えて出産育児一時金を増額するというようなこともしないといけないのではないのかと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

組合健保等において総額 42 万円というのは政令で、本市だと条例で国の方針に準拠していくのですが、他市町村国保、組合健保は 42 万円です。委員の御意見は 42 万円を上げていくということですが、国が動かないとできないのが現状です。

(委員)

そういうことですね。という事はこの辺りの市町村では同じ動きをしているということですね。

(事務局)

全国的に市町村国保としては同じ動きをしており、基本的には 42 万円一律でございます。

(委員)

上げることは出来ないのですか。

(事務局)

それは国が本体部分を上げていかないと上げる事は難しく、市議会の方からも国の方へ意見を提出していただいているところでございますので今後引き上げが行われることは考えられるところです。

(委員)

わかりました。

(議長)

国保とは関係がないところですが、過去には岡崎市の出産お祝い金という制度がありました。それらの施策等が必要無いとうことになり、現在は無くなっています。出産育児一時金は、実際は今委員が言われたとおり足りていないのが現状です。それは国保から捻出しているばかりではなく、市の施策として上乘せをしていくかどうかというのは別の議論となると思います。

他にご質問はございますか。

(議長)

それでは議題のとおり出産育児一時金に係る制度改正を行うということによろしいでしょうか。御異議はございませんか。

各委員異議なしの声

(議長)

ありがとうございました。

次に議題 3 に移ります。

議題 3 は「新型コロナウイルス感染症への対応実績について」の報告です。事務局から説明願います。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症への対応実績についてご報告させていただきます。

資料 3 ページをお願いします。

新型コロナ感染症への対策については、保険料の減免、保険料の徴収猶予、傷病手当金の支給がございます。

3つの項目の基準、対象者等については次ページ4ページ、5ページに概要が記載してあります。

お戻りいただきまして、3ページをお願いいたします。

順に実績の報告をさせていただきます。

はじめに項番1の「保険料の減免」について説明させていただきます。この保険料減免の対象者としては、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯、又は新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯が該当しております。

表(1)については、令和2年度のコロナ減免の実績、表(2)については令和3年9月末時点の令和3年度の実績となっております。

令和2年度実績については、合計金額が約5,000万円、内訳として死亡の場合の対象者はなく、重篤な場合が1件ありました。収入減少の場合については記載のとおりとなりますが、所得300万円以下の全額免除の対象者が件数ベースで66%、金額ベースで57%と多くを占めております。

表(2)の令和3年度実績については、9月末時点ではありますが、合計金額が約700万円で、死亡の場合の対象者はいなく、重篤な場合が2件となっております。収入減少の場合については、所得300円以下の全額免除の対象者が件数ベースで76%、金額ベースで69%と2年度以上に占める割合が増えています。

また、昨年度の9月末時点と比較すると、件数ベースでは29%、金額ベースでは22%となっております。

保険料減免の周知方法については、ホームページや市政だよりへの掲載を始め、個別には、当初及び随時の納入通知書、督促状並びに催告書に概要を載せたチラシを同封して周知を図っております。

次に項番2の「保険料の徴収猶予」について説明させていただきます。保険料徴収猶予の対象者としては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少しており、かつ、一時に納付を行うことが困難である納付義務者を対象としております。

表中の令和2年度は年間の実績で381件、約1,550万円、令和3年度は令和3年9月末時点の実績で26件、約105万円となっています。

徴収猶予の周知方法については、減免と同様にホームページへの掲載、督促状並びに催告書等にチラシを同封して周知を図っております。

続いて項番3の傷病手当金について説明させていただきます。この傷病手当の基準及び対象者としては、国保加入の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染の疑われる方で、その療養のため労務に服することができず、事業主から給与の支払いを受けない場合や一部給与の支払いがあっても傷病手当金の額より少ない場合などが対象となります。療養のため労務に服することができなくなった日から起算し、3日を経過した日から療養のため労務に服することができなかった期間について、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2をかけた金額が支給されます。

表3については、令和2年度の傷病手当金の支給実績、令和3年度の傷病手当金の支給実績となっています。

令和2年度実績については、12人で合計金額683,367円支給を行いました。

令和3年度実績については、10月末時点ではありますが、22人で合計金額1,383,836円支給を行いました。

傷病手当金の周知方法については市のホームページ、市政だより、新型コロナウイルス感染症関連情報特集などに掲載し周知を図っております。

尚、対象期間については、当初令和2年1月1日から令和2年6月30日までの期間とされていましたが、以降6回にわたり適応期間の延長がされております。現在、令和2年1月1日から令和3年12月31日までとなっておりますが、新たな国からの通知により令和4年3月31日まで延長されることとなりました。

(議長)

説明は終わりました。

ただいまの説明について、御質問はございませんか。

(委員)

お聞きしたいのですが、減免等は感染した人が対象ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

減免についてはコロナの影響で所得が減少した、例えば飲食業等で収入が減少した方も対象となりますので感染していない方も対象となります。

(委員)

前日も言ったのですが、傷病手当は3日間自宅待機した方にお支払いする制度ですよね。だとすると、例えば1日で100人程度の感染者がみえる時に、感染していない方も疑いがあれば1週間自宅待機の指示が出されています。岡崎市のコロナ発症数からすると傷病手当の件数が少ないと感じます。2年間で34人ですか。

(事務局)

コロナの感染者が岡崎市でかなり出ているのは委員の言われるとおりです。その中で国保の加入者であり傷病手当の対象となる方がそこまでは多くないということになります。

(委員)

2年間で34人なんてあり得ないと思います。絶対に広報の仕方に問題があると思います。市は広報していると言っているがやり方が間違っていると思います。被保険者に伝わってないと思います。

(事務局)

周知の方法としましては市政だより特集ページやホームページで出来る限り行っておりますが、御意見頂いた部分もあるかと思しますので、今後より一層の広報に努め改善していきたいと思っております。なお西三河のコロナ傷病手当の支給状況を時点で確認したところ0件という市もあり、岡崎市が特に支給状況が低いということではないと認識をしております。

(委員)

出来ていない市町村と比べて本市は出来ていますというのは良くない事だと思います。広報の仕方が間違っていると意見しているのにやっていると回答していることがおかしいと思います。

悪かったかもしれないから今後考えますという事であれば意味があるけど、やっているから文句あるかっていういい方はどうかと思います。

(事務局)

説明が悪くて申し訳ございません。以降周知に努力してまいります。よろし

くお願いします。

(議長)

ありがとうございます。他に御質問はありますか。

(委員)

保険料の徴収猶予についてですが、減免の場合は保険料の額が下がるという事なのですが、徴収猶予の場合は後々支払いをしなければいけないものだと思います。猶予期間が満了した後の納付義務者への対応はどのようになっているかお聞かせください。

(事務局)

徴収猶予については相談をさせていただきながら申請を受け、申請時に猶予期間が満了した際、または状況の変化があった場合はご連絡をいただきますようお願いしております。猶予期間が満了した際は督促状を送付するということになっておりますので、督促状を受けて改めてご相談をいただくということになっております。徴収猶予満了後も引き続き納付が困難と申し出いただいた納付義務者へは分割納付をご案内するなど、納付義務者の状況に寄り添った対応を行っています。

(委員)

ありがとうございます。支払うことができるようになるまでに期間を要する方がたくさんみえると思います。丁寧にお話を聞いていただき、納付義務者が支払いをすることに負担を感じないように、ストレスが溜まらないように支援をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(議長)

他に何か御質問はございますか。

(議長)

御質問御意見ないようですので本日の審議案件についてはすべて終了いたしました。委員の皆様には貴重な御意見ありがとうございます。ぜひ参考にしたいと思っております。

本日は、御多忙の中、岡崎市国民健康保険運営協議会の議事につきまして慎重にご審議を賜り誠にありがとうございました。

以上をもちまして、「令和3年度第2回岡崎市国民健康保険運営協議会」を閉会いたします。

事務局から、何か連絡がございますか。

(事務局)

事務局から連絡させていただきます。

次回の協議会は、2月10日(木) 午後1時30分からの開催を予定しております。場所につきましては、本日と同じ福祉会館6階大ホールでございます。皆さま、たいへんお忙しい中、恐縮ですが、よろしく願いいたします。

事務局からの連絡は以上です。

本日は、ありがとうございました。

6 閉会の日時

令和3年11月25日(木) 14時15分 閉会

令和3年 月 日

岡崎市国民健康保険運営協議会 会長 _____
委員 _____
委員 _____